

香川県報



号外 3

平成 15 年

4 月 4 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙善通寺市選挙区において投票を行わないこととなった旨の告示 一

香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙香川郡選挙区において投票を行わないこととなった旨の告示 一

香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区において投票を行わないこととなった旨の告示 一

香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長告示

○香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区において投票を行わないこととなった旨の告示 一

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示第三号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、善通寺市選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長 中 筋 正 典

香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長告示第三号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、香川郡選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙香川郡選挙区選挙長 大 林 正 孝

香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長告示第三号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、仲多度郡第二選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙仲多度郡第二選挙区選挙長 浪 越 利 久

香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長告示

●香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長告示第三号

平成十五年四月十三日執行の香川県議会議員選挙につき、三豊郡第二選挙区においては、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成十五年四月四日

香川県議会議員選挙三豊郡第二選挙区選挙長 丸 岡 光 春

平成十五年四月四日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています